

岩槻区魅力発信等協力店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩槻区内の事業所や店舗と協力・連携して、岩槻区の魅力の発信や来訪者へのおもてなしによる交流人口の増加を図る岩槻区魅力発信等協力店事業について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 岩槻区魅力発信等協力店（以下「協力店」という。）の登録を申請できるものは、岩槻区内に事業所、店舗等（以下「店舗等」という。）を有する事業者とする。ただし、次の各号に掲げる業種又は事業者は除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (5) ギャンブル（宝くじを除く）に関する業種
- (6) 投機的商品に関する業種
- (7) たばこに関する業種
- (8) 占い、運勢判断に関する業種
- (9) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (11) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 本市の市税を滞納している事業者
- (16) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (17) 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (18) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (19) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）に違反しているもの

- (20) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (21) その他、岩槻区魅力発信等協力店として不適当と認められるもの

（岩槻区と協力店の連携）

第3条 協力店は、区が発信するSNSなどの情報をリポストするなどにより広く発信を行うほか、熱中症予防のための一時休憩等が可能なクールオアシス協力店やトイレ貸し出しなど、区の魅力発信や来訪者のおもてなしなど各協力店が可能な取組を実施する。

区は協力店のホームページなどの店舗情報を、区ホームページやSNS等への掲載により、協力店のPRを行う。

（登録の申請）

第4条 協力店として登録を受けようとする者は、岩槻区魅力発信等協力店登録申請書（様式第1号）に岩槻区魅力発信等協力店事業確認シート及び宣誓書（様式第1号別紙）を添付してさいたま市岩槻区長（以下「区長」という。）に申請するものとする。

（登録の決定）

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により登録を決定したときは、岩槻区魅力発信等協力店登録決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（協力店への卓上のぼり等の交付）

第6条 区長は、登録された協力店に対し、市民周知用の卓上のぼり及び協力店表示シールを交付する。

（申請内容の変更等）

第7条 申請者は、第4条の規定により申請した内容を変更し、又は登録を辞退する場合は、岩槻区魅力発信等協力店変更（辞退）届（様式第3号）により、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（協力店登録の取り消し）

第8条 区長は、協力店が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消し、岩槻区魅力発信等協力店登録取消通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

- (1) 協力店が岩槻区魅力発信等協力店事業確認シート及び宣誓書（様式第1号別紙）の

項目内容に違反する行為を行ったとき

- (2) 協力店が第6条に基づき登録の辞退を届け出たとき
- (3) 協力店が区外移転又は廃業したとき
- (4) その他、区長が協力店として不適切と判断したとき

2 前項により登録を取消された協力店は、交付された卓上のぼり等を速やかに区長に返却しなければならない。

(協力店の公表)

第9条 区長は、協力店の登録が行われた場合は、区ホームページ等により速やかに公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月31日から施行する。